

第4章 撤収

周到に準備した。

不用決定品等処分状況



廃棄物処分状況

廃棄物置き場への集積



部族業者への引き渡し



c サマーワからクウェートへの輸送

(a) 全 般

- 1 サマーワ撤収調整所とクウェート撤収調整所との密接な連携の下、輸送業務を整斉と実施した。
撤収命令発令後、陸幕及び[REDACTED]と輸送コンボイ、コンテナリフター等の取得調整を開始し、6月25日に第1回目の車両輸送コンボイを出発させた。
- 2 サマーワ宿営地での撤収状況に応じて後送品の輸送所要を把握・決定し、クウェートにおいて役務車両及び民間貨物機を確保するとともに、所要の時期にコンテナ及び車両をサマーワ宿営地又はタリル空軍基地からクウェートまで輸送した。

第2編 イラク人道復興支援

- 3 支援群副群長を長とし、クウェートへの離脱支援及び弾薬輸送のクウェートへの空輸調整を任務とするタリル先行班に、全般統制要員、輸送調整要員及び車両積載要員として [] 隊本部から支援した。

(b) サマワ宿営地での準備

- 1 交代要員は宿営地にあるコンテナの掌握から開始した。支援群と調整しつつ、約 [] 本のコンテナを掌握し、その後開始される宿営地の撤収に向けた準備を行った。
- 2 輸送コンボイの業務区分については、[] で実施されるコンボイの受け入れ及び送り出し業務を業務支援隊第4科で、[] で実施される車両誘導及び積載・固縛業務を支援群の支援を受けて [] が実施した。
- 3 コンテナ及び車両の積載に当たっては、各回、状況にあわせた資料を作成し、日替わりで差し出される支援群からの要員に対して、認識の統一を図った。

この際、車両については積載前日に集積させ、通信機及びバッテリーの盗難防止用チェーンを確認するとともに、国旗、部隊標識、車両番号等の覆いを実施した。

また、固縛に当たっては、要員集合時に着意事項等の教育を実施するとともに、固縛チェーン接触箇所には裁断毛布を使用して、物品の愛護に努めた。

(c) 部隊携行装備品等の輸送

1 武器・弾薬以外の装備品等

- (1) 役務車両をもってサマワ宿営地からクウェートKGL倉庫等へ輸送した。

この際、離脱の終末段階においてサマワ宿営地からタリル空軍基地への移動に使用した車両については、タリル空軍基地において役務車両に積載し、クウェートKGL倉庫等まで輸送した。

また、最終日のサマワ宿営地からクウェートへの輸送車両数は、離脱前日になるまで確定しなかったため、予備を確保することにより柔軟に対応することができた。

- (2) コンボイで使用した役務車両は状態が悪いものが多く、輸送間、パンク、ガス欠、部品脱落等が発生し、その行動が遅延したため、徹底した運行前点検を実施するとともに、車両点検実施要領等について操縦手に指導を行った。

この際、コンボイに対する各種脅威による遅延が予期されたため、各種脅威情報を業者に提供し、その遅延を防いだ。

2 武器・弾薬等

- (1) サマワ宿営地からタリル空軍基地まで

a. タリル空軍基地からクウェートへの弾薬輸送について、輸送調整幹部を派遣して調整するとともに、業務支援隊長による米陸・空軍司令官への直接会談を実施し、役務業者とアメリカ軍の間で難航していた[]積載弾薬の基地搬入、弾薬保管、航空機への搭載の確証を得た。

b. サマーワ宿営地からタリル空軍基地までの弾薬輸送は、他の輸送コンボイと同様、警備も含めすべて役務により実施した。

弾薬の強奪、IED等の脅威に対しては、各種対策を確立することによりリスク軽減を図り、予定通り輸送することができた。

また、タリル空軍基地に到着した弾薬輸送コンボイをゲートからホットカーゴエリア（航空機積載弾薬の一次保管場所）に誘導した後、民間貨物機到着を待ち、到着後に弾薬搭載を開始した。

c. 弾薬輸送時のタリル空軍基地における不測事態発生時の弾薬保管場所、弾薬を積載した[]の基地受入等の便宜供与に関する米陸軍との調整について、当初、契約の範疇ということで役務業者により実施したが、商ベースということで様々な制約を課せられたため、輸送調整幹部及び業務支援隊長を現地に派遣して調整したところ、多国籍軍間の撤収支援ということで、快く対応してもらい弾薬輸送、人員の離脱において何ら問題なく実施することができた。

(2) ムバラク空軍基地からキャンプバージニアまで

a. ムバラク基地において、民間貨物機2機を受け入れ役務車両6両への[]の積み替えを実施するとともに、役務車両への積載完了後、コンテナはクウェート警察のエスコート支援を受けてキャンプバージニアまで輸送し、弾薬庫においてアメリカ軍の支援を受けコンテナを卸下了。

b. 民間貨物機の到着時間が当初の予定より4時間遅れとなり、大幅な計画の変更が必要となったが、CFLC等の関係機関と調整し、異状なく輸送を完遂できた。

(d) 隊員及び個人携行装備品等の輸送

1. サマーワ撤収調整所において所要の調整を実施するとともに、タリル先行班をもってタリル空軍基地における隊員等の受入れ及び送り出し業務を実施した。

この際、支援群の離脱においてはサマーワ宿営地からタリル空軍基地までは、車両移動間の各種脅威等のため、多国籍軍ヘリの活用に努めるとともに、タリル空軍基地からアリアルサレム空軍基地までは、航空自衛隊輸送機を使用した。

第2編 イラク人道復興支援

タリル先行班の編成・業務要領

- 任 務
- 1 タリル周辺及び多国軍の情報収集
 - 2 輸送及び管理調整
 - 3 整備、衛生及び警務の各機能による主力等の支援
 - 4 タリルQRIによる不測事態対処等

タリル先行班

		本部	C-4	車両積載	整備	衛生	警務					
編成	群											
	要素											
	RBU											
整備												

	D-10	D-9	D-8	D-7	D-6	D-5	D-4	D-3	D-2	D-1	0
主 隊			第壹輪正		1波	2波		3波	4波		5波
A 隊	100% 100% 0%				100% 100% 100%	100% 100% 100%		100%	100%		100% 100% 100%
B 隊		100% (AM 整備)			100% (AM 整備)						

2 主力の離脱各波のタリル空軍基地到着に応じ、航空自衛隊輸送機への搭乗及び部隊装備火器・弾薬の集積、パレット化、搭載に関するアメリカ軍との調整、隊員の誘導・指示を実施した。

第1波及び第5波については、急遽、基地で宿泊する必要が生じたため、アメリカ軍と調整して宿泊施設を確保するとともに、タリル空軍基地で回収した車両は7月16日及び17日に役務車両により、クウェートへ後送した。

弾薬輸送要領(サマーワ→タリル)

タリル



増強警備中両



弾薬入りエフェナ

タリル基地での確認成果

1 結論

- (1) 保管の可能性 : 車上保管(自防警備処置必要)であれば可能(ASRへの保管不可)
 (2) 米軍からの積載支援受け : 役務移送に対しては支援受け不可、自衛隊移送に対しては支援受け可能

2 詳細確認事項

区 分	確認事項	備 考
基地への搬入手続き	2週間前に申請書類を提出 - 役務車両による場合は役務業者が、陸自車両による場合は陸自が実施	役務業者により搬入する場合は、申請書類提出時に陸自確認であることを証明(具体的要領は確認中)
弾薬の保管	- パレット毎の内容品リストを準備し、陸自隊員が立会する。抽出検査を省略可能(民間企業による場合は不可) ⇒ EORコンテナによる基地への搬入、航空機へ積載可能 - 陸軍ASRでの保管は困難(保管能力上)であり、ファンブサバー地区(PX近傍の広場)等で車上保管(自衛による警備必要、警備要領については特段の規定無し)	- 車上保管地域において、悪天候との懸念が生じた場合には、他の施設を待機(現地調整) - 航空パレットに積み替えた後で保管する必要がある場合、所要距離のホットカーゴヤードにおいて保管 - 弾種によっては、所要の距離距離をとる等の措置必要
航空パレットへの積替	車上保管位置において積み替え可能	ATOのロードマニターによる点検は、航空パレットへの積載時に実施
航空機への積載	- 軍用機であれば、米軍の支援受け可能 - ATOにおける抽出検査は、保管時と同様に省略可能	役務業者の場合は、米軍の支援不可
単支隊員による調整	表敬先 空軍: 空軍司令部(大佐) 陸軍: 軍団支援グループ長(大佐)	6/24~26を基点(地図: +1W)として相手先フロンタート確認

※調整先

陸軍

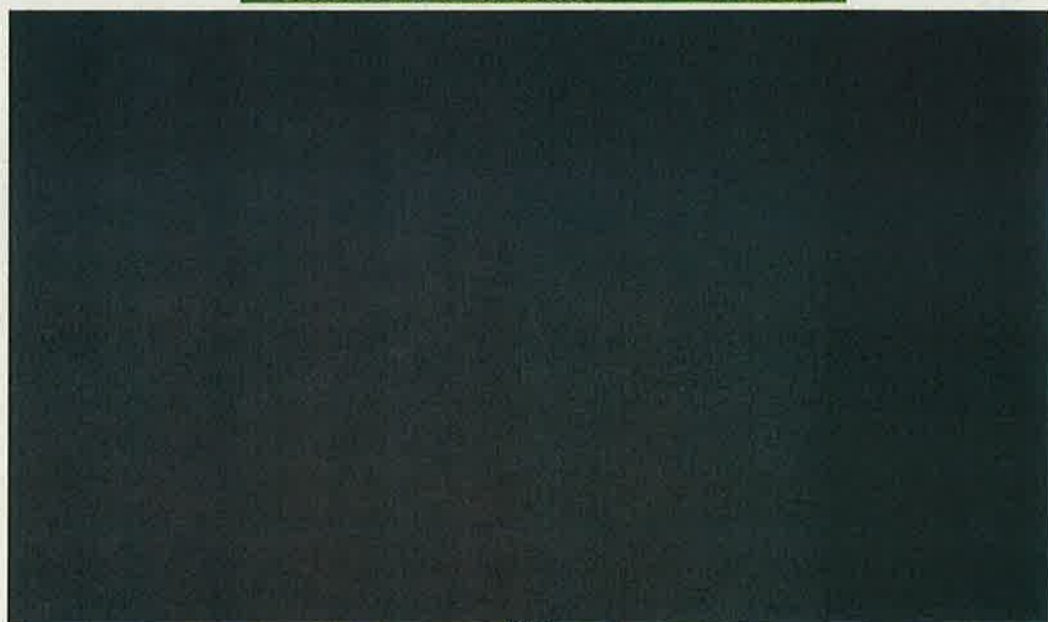
空軍

移動隊形及び連絡態勢

タリル

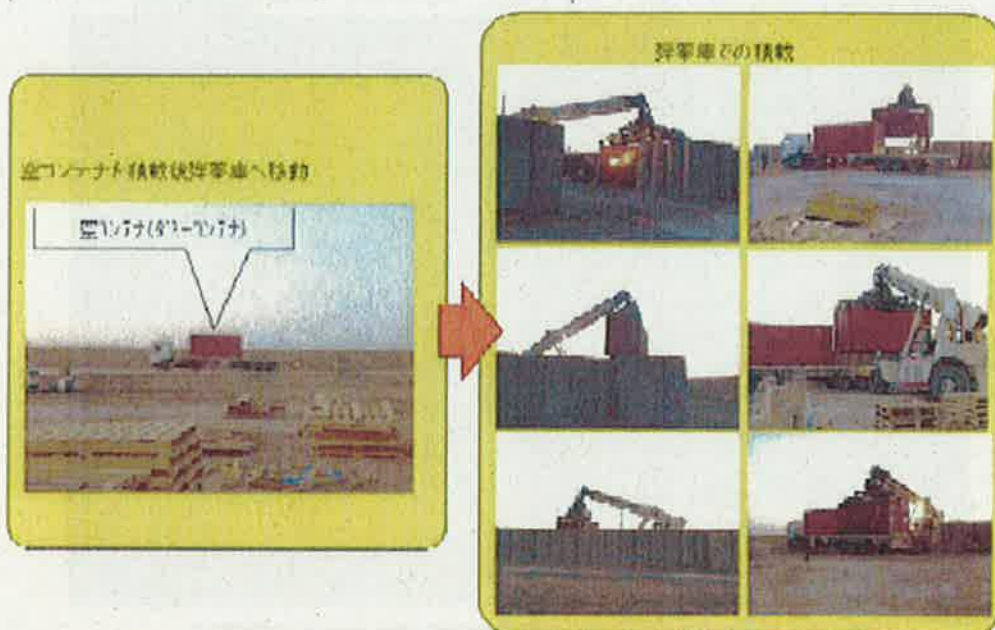


弾薬コンテナの積載要領(サマーワ宿営地)



第4章 搬 収

SW05:25 (KW04:25) コンボイ、弾薬庫進入
SW06:09 (KW05:09) 積載完了



弾薬コンテナの積載状況(タリル空軍基地)



第2編 イラク人道復興支援

支援群等離脱状況

区分	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	...
人数												
名数												
リゾ ーフ												
タリル												
タリル												
アリ アル												

離脱支援状況(タリル空軍基地)

輸送コンボイへの車両積載



部隊装備兵器・弾薬の航空機積載準備



人員の搭乗

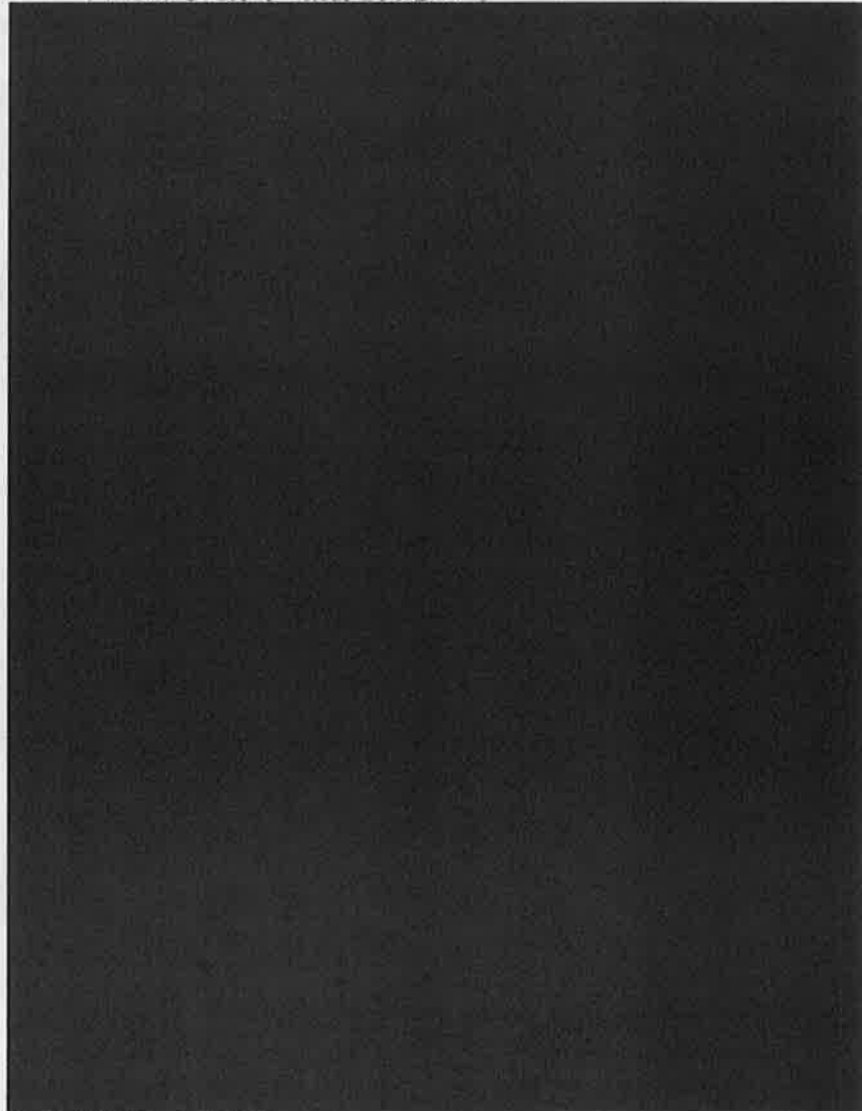


第4章 撤 収

d クウェートにおける業務

(a) 全 般

業務支援隊と密接に連携して、所要の調整を実施するとともにクウェートにおける処分等の業務を実施した。



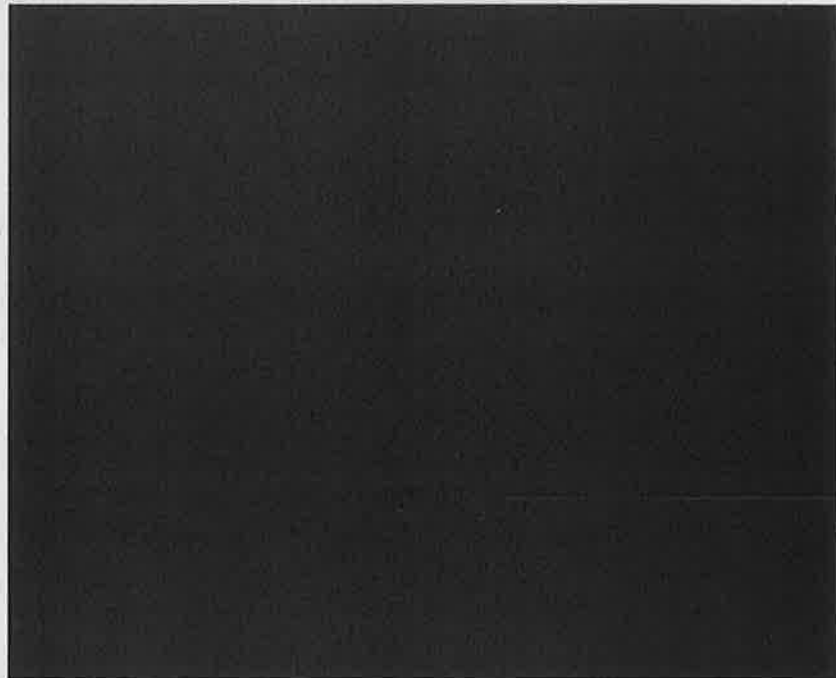
(i) 装備品の処分業務

サマーワから後送した装備品等のうち、クウェートにおいて新たに発生した不用品（化学薬剤、医薬品、糧食及びその他）の物品を役務により廃棄処分を実施した。

第2編 イラク人道復興支援

(g) クウェートから本邦への輸送

1. 陸前等との密接な連携の下、クウェートから本邦への輸送業務を実施するとともに、クウェートにおける後送準備状況を踏まえ、輸送所要を把握・決定し、本邦と民間航空機、民間船舶等の使用時期について調整して、クウェートにおける空港・港湾における端末地業務（輸送品目表の作成を含む。）を実施した。



(2) 教訓・提言等

ア 各復興支援群等

(ア) 部隊運用の融通性の保持

撤収開始当初における後送等計画においては、コンテナ詰め作業を前倒しする計画はなかったが、イギリス軍・オーストラリア軍から離脱時期の前倒し要求により、撤収計画を修正して撤収期間を27日間に短縮するとともに、作業をできる限り前倒し、予備日を確保して撤収したが、計画に融通性を保持させることが必要である。【10次群】

(イ) 物品の掌握・整理

第8次群からの物品の申し送りにおいては、撤収を念頭に各担当レベルでの2011コンテナの内訳表が確実に整理されており、物品の把握、整理に有効に活用できた。【10次群】

(ウ) 整備

故障事案の発生に関する原因等の申し送りが不十分なため、故障原因の探求に時間を要した。このため、撤収時においては、限られた時間の中での整

第4章 撤収

備でもあり早急な整備完了が必要なことから、現地で発生した故障原因については確実な蓄積、申し送りが特に必要である。【10次群】

(エ) 輸送

20tコンテナ等の移動・積載・卸下等において、リーチスタッカー及び15tフォークリフト等の大型機械の導入により、コンテナ、後送物品等の効率的な移動・積載・卸下等が実施できました。コンテナ内へ出入できる小型のフォークリフトの導入により円滑かつスムーズな貨物積載が実施できたため、今後の活動においても必要である。【10次群】

(オ) 宿営地内整備

a 派遣の延長により派遣された部隊は、各支援群毎「宿営地整備計画」を策定し宿営地整備を実施しているが、中期的計画が策定されていないため、現況把握に多くの時間を費やすとともに、一貫性ある宿営地整備が困難であるため、派遣期間延長に伴い、延長された期間の整備計画を策定することが必要である。【10次群】

b 撤収作業間、コンボイによるバリケードシステム等への接触、架設有線の切断等が発生した。これらは撤収に使用する車両等の諸元が考慮されていないことが原因である。事案発生後、進入路の拡幅、架設有線の埋設等を実施したが、撤収要領（予想使用車両の諸元、使用予定経路・コンテナの設置・集積地域）等を計画に反映させることが必要である。【10次群】

(カ) 撤収調整会同

RSU及び業支4科の主要幹部により、毎日、撤収業務の合理化・効率化を目的とした会合を実施し、日々の業務の問題点の把握・改善、業務の実施要領の確認等認識の統一に努めた。【10次群】

イ イラク後送業務隊

(ア) 国内における準備

派遣の決心及び派遣時期の決定が受動的で派遣決定から派遣まで短期間となった場合、隊員個々の準備が整わない可能性があることから事前情報として派遣隊員及び派遣元部隊に対し保全に留意しつつ情報伝達するとともに、隊員及び派遣元部隊としての準備・移動手段の確保等を実施することが必要である。

(イ) 後送業務隊の派遣

撤収に係わる決心については、派遣国における治安情勢、多国籍軍の状況、日本政府を含めた派遣元国政府の政治プロセス等様々な要因が複雑に絡みあってなされる。したがって、その時期を予測することは困難である。

また、一旦派遣が決定されたならば政治的要求によって十分な派遣準備期間を経ずに派遣される可能性も否定できないため、派遣予定者及び派遣元部隊との連携を保持し、常に情報を共有化するとともに、隊員個人の準備促進を図る必要がある。

この際、撤収に係わる情報は高度な秘匿性を有しており、伝達する情報の

第2編 イラク人道復興支援

精査と派遣予定者及び派遣元部隊への保全の徹底を留意する必要がある。

(ウ) クウェートにおける準備活動

- a 全般作計等の説明による撤収業務における両部隊の地位・役割の明確化及び計画立案の当初からの積極的連携が必要である。
- b R S U主力の受け入れ業務及び慣熟訓練の実施要領について、[REDACTED]と交代要員の任務区分が不明確であったため、早期から両部隊の地位・役割の明確化が必要である。
- c 関係業者等との早期かつ密接な連携が必要である。

(エ) サマーワにおける活動

- a コンテナ所要量の当初の見積においては、カタログデータの諸元を参考とすることも必要であるが、実際の撤収においては後送装備品の付属品等を残置することがあり、カタログデータが当てにならないことがあるため、担当者の経験値も含めた諸元の修正について検討する必要がある。
- b 弾薬輸送に関する規制は複雑であり、弾薬特技者以外によってコンテナ詰め、輸送要領の変更等に安全確保に対応することは困難であるため、弾薬の種類・数量に応じた弾薬特技者の編成・見直しを検討することが必要である。
- c 弾薬のコンテナ作成要領は、タリル空軍基地までの輸送要領の変更により、撤収開始以降に変更が余儀なくされたため、陸幕、補統本部と弾薬輸送の際の規制等を確認しつつ計画を修正して対処することが必要である。
また、弾薬の保定に当たっては、クウェートの役務輸送業者に保定状況の写真を送付して指導を受ける等、安全確実な弾薬輸送が実施できるよう留意する必要がある。
- d 緊急離脱計画の策定に併せて、保全等のため緊急破棄すべき装備品を指定するとともに、その具体的要領、手段について明確化する必要がある。

(オ) サマーワからクウェートへの輸送

- a 輸送計画作成の基礎となるコンテナ数の算定に当たって、当初、装備品単位の容積を基礎として梱包に必要なコンテナ数を算定していたが誤差が大きかった。このため、後送装備品等をパレットに積載した場合のパレット数を明らかにし、これを基礎としてコンテナ数を算定したところ、比較的正確な所要を把握することができる。
- b タリル空軍基地からムバラク基地間の航空機による輸送において、着陸許可等が軍の指示により変更となる場合があるので、遅延時等の計画変更への対応準備が必要である。
- c 隊員及び個人携行装備品等の輸送において、タリル空軍基地（中継地）における先行班の設置は、その時期・業務内容を精選し編成することが大変有効であり、各種変更に伴う対応が機敏にできたことから今後も設置が必要である。
- d 部隊携行装備品等の輸送

(a) コンボイで使用した役務車両は状態が悪いものが多く、輸送間、バン

第4章 撤収

ク、ガス欠、部品脱落等が発生し、その行動が遅延したため、車両点検実施要領等について本邦に準じた点検を確実に実施させる事を徹底する必要がある。

- (b) コンボイに対する各種脅威による遅延が予期されたため、情報見積の結果を業者に提供し、コンボイの遅延を局限することが必要である。

c 武器・弾薬の輸送

- (a) 作戦地域において役務業者に業務を委託する場合であっても、軍と民間との調整には限界があるので、その担任区分について柔軟に対応していくことが望ましい。



(カ) クウェートにおける業務

a 支援群等の帰国支援業務

- (a) 支援群等の帰国支援業務、キャンプバージニアの日本隊の事務所等の撤収業務、ナビスタ国境通過支援等の当初計画にない任務の増加により、運用編制、隊力の集中運用により任務を遂行できたが、前提が変化した時点において編制そのものを見直す等の柔軟な対応が必要である。
- (b) 装備品の後送業務において、装備品等保管、輸送が可能なFSA的組織の構成が必要である。また、派遣部隊との任務の切り分け等に関する密接な調整が必要である。
- (c) 帰国支援において、恒常業務と並行して帰国支援業務を実施するため車両操縦要員に不足が生じ、幹部自衛官による車両操縦により対応したが、派遣に際しては、幹部自衛官を含めた全隊員に対し、操縦訓練及び国際免許証の付与が必要である。
- (d) 燃料補給において多国籍軍に依頼する場合、事前に燃料補給を必要とする車両の車両番号等の申請が必要であるため、早期に燃料補給に係わる要領(手続)を掌握して、申請し実施する必要がある。

b 装備品等の後送業務

- (a) 車両の燃料抜きに関して、当初、[REDACTED]により手動式ポンプ(小)で実施したが、過大な時間を要するため[REDACTED]より隊力を増強して実施した。以後、燃料抜き取りについては効率的な燃料抜き取り要領を検討する必要がある。
- (b) 砂嵐等の発生及び停電等により業務の一時中断を余儀なくされ後送業

第2編 イラク人道復興支援

務の進捗に影響を及ぼしたことから、気象・環境の影響については、予備計画を保持し、柔軟に対応する必要がある。また、砂嵐発生時、隊員の安全を第一義として一次退避する必要がある。

c 処分

医薬品、化学薬剤等の主要な品目については、品名（英語名）・数量を明らかにして処分業者に問い合わせ、化学薬剤及び医薬品はクウェート厚生省の所管する施設において処分する等、全ての廃棄物の処分が可能であることを確認できた。この際、廃棄物によっては、処分業者にライセンスが必要になる場合があり契約前に確認する必要がある。

(キ) クウェートから本邦への輸送

a 装備品等の輸送

シュワイバ港への立ち入り不許可により、船舶への積載状況が確認できなかったため、港湾ゲートにおいてコンテナの搬入状況を確認した。今後は、立ち入り可能となるよう早期から関係各所（軍、警察、大使館）と調整が必要である。

b 武器・弾薬等の輸送

支援群等の離脱時期から個人・部隊携行火器及びB/L弾薬の回収完了までの期間が短く、パン詰め・検数の時間的余裕がなかったため、RSUの要員をもって支援した。以後、予備日等を考慮し、後送時期について検討することが必要である。

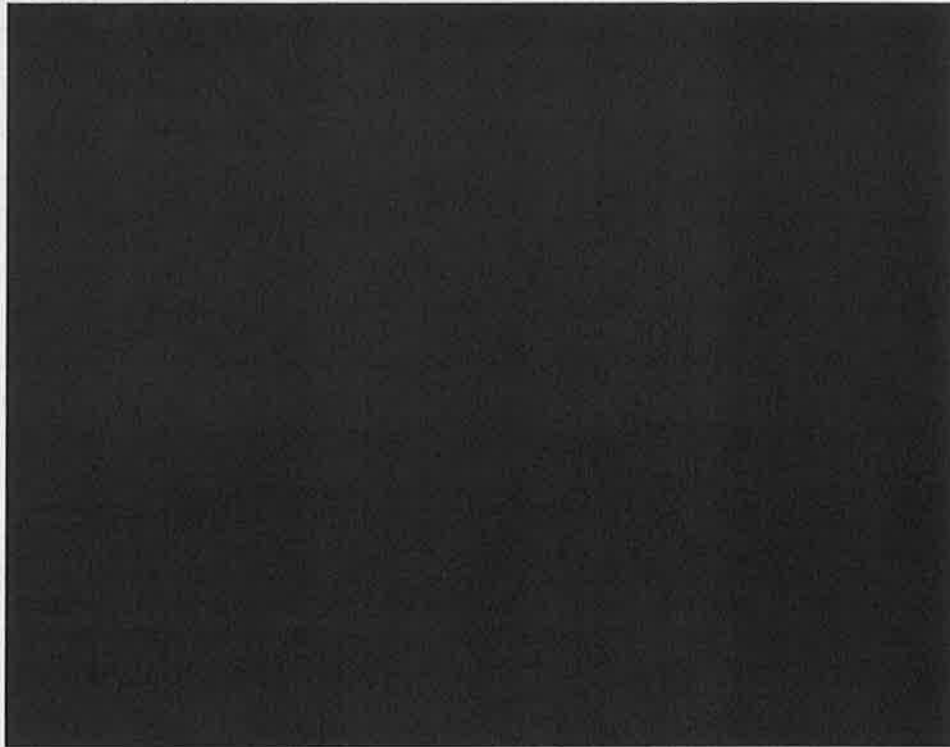
c 車両の後送

(a) 車両の燃料抜きにおいては、輕易に燃料が抜き取れる資材等の使用について検討する必要がある。

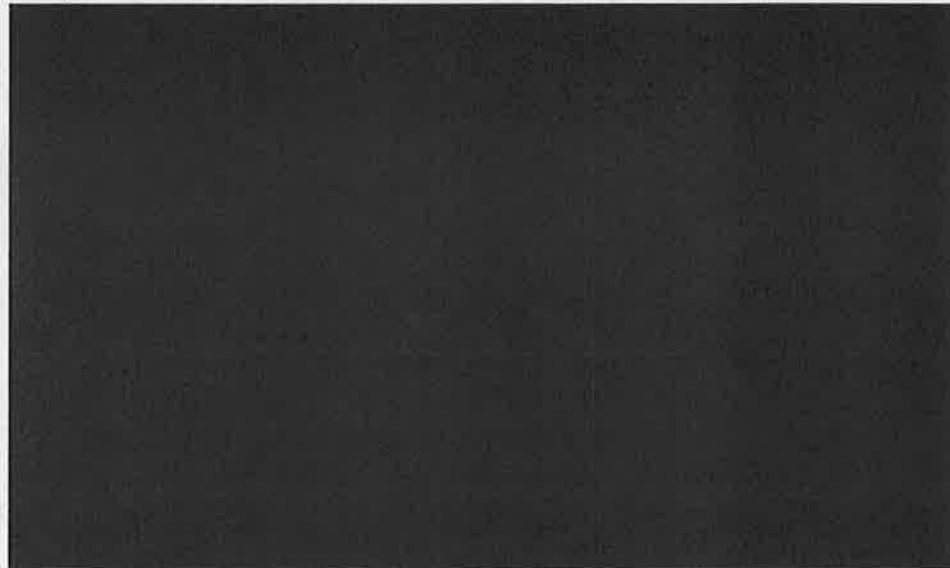
(b) 車両後送準備においては、気象・環境の影響を考慮した予備計画を保持し、柔軟に対応する必要があるとともに、砂嵐発生時、隊員の安全を第一義として一時退避する必要がある。

9 教育訓練

(1) 部隊の活動状況



(2) 教訓・提言等



第2編 イラク人道復興支援



10 接 遇

(1) 部隊の活動状況

ア 全 般

高官等の視察に際し、本邦、日本大使館及びCFLLCCと先行的かつ緊密な調整に基づく適切な接遇を実施して後送活動に対する理解と協力態勢の確立を図った。【RSU】

イ 来訪者対応

(ア) 全 般

本邦から高官（防衛庁長官、外務大臣、イラク特別委員会議員団、陸幕装備部長等）が来訪され、後送業務活動の現場を視察し、派遣隊員を直接激励、隊員の士気の高揚を図ることができ、し後の後送業務活動の円滑な推進の資を得ることができた。【RSU】

(イ) 視察受け状況

- a 7月14日：国会議員（大村議員、大塚議員、西村議員）
- b 7月16日：額賀防衛庁長官（当時）
- c 7月20日：第10次支援群長
- d 8月 4日：麻生外務大臣（当時）
- e 8月 6日：木崎陸幕装備部長
- f 8月19日：イラク特別委員会議員団
三原議員、石破議員、原口議員、伴野議員（当時）
- g 8月24日：空幕装備調整官



8月4日 麻生外務大臣視察



7月16日 額賀防衛庁長官視察

(ウ) 視察者に活動現場を直接見てもらうことで、後送業務の実情を認識し、隊員の地道な努力が伝わった。【RSU】

(2) 教訓・提言等

ア 撤収時期においては、政府高官及び国会議員の視察が予測されることから、政府高官等の視察にあたっては、一般に行動日程が秘匿されるとともに、視察準備の期間が短いため、民間倉庫を使用して作業を実施する場合、平素から民間倉庫の視察の可否、休業日における現地ワークの勤務調整のリードタイム等を把握するとともに、視察の連絡受け後は、速やかに業者等と視察受けの要領等

第2編 イラク人道復興支援

について調整する必要がある。

この際、業者に対する保全の処置に留意する必要がある。また、一般に大使館が視察の概要を設定するため、大使館に派遣するＬＯ等を通じ、視察ニーズ、移動要領（車列、高官等の乗車位置、移動経路等）、視察後の予定等を速やかに把握する必要がある。【RSU】

イ 政府高官等の視察機会を積極的に利用し、努めて隊員と視察者が直に接触する機会（写真撮影、訓示受け等）を多く設定し、任務の重要性を再認識する場として活用するとともに、士気の高揚につなげる着意が必要である。【RSU】

ウ 視察時の時期的環境（酷暑等）を考慮し、各季節に応じた必要物品について、関係部署と事前調整し、準備する必要がある。【RSU】

1.1 撤収業務の参考

(1) 全 般

自衛隊の国際活動において、初めて撤収支援に任ずる部隊（以下、「撤収支援部隊」という。）としてイラク後送業務隊が派遣されたことから、そこで得られたノウハウ・テクニック、尺度等、今後の国際活動における撤収業務上の参考となる事項を装備品等の後送、処分等の観点から取りまとめるものである。

なお、本来であれば、海上自衛隊及び航空自衛隊との連携についても記述すべきところであるが、イラクにおける撤収においては、海上自衛隊輸送艦を使用しなかったこと、航空自衛隊輸送機については、クウェートへの隊員の移動においてのみ使用するとともに、輸送機の運用自体が多国籍軍の枠組みに大きく左右されることから、本参考においては、記述の範囲に含めていない。

(2) 本記述の前提

ア 形 態

国連の枠組みで行動するPKO型の派遣ではなく、多国籍軍の枠組みの中で、独自に活動基盤（以下、「宿营地」という。）を設定して復興支援活動等を実施するコアリション型の派遣における撤収活動

イ 派遣部隊

- (ア) 復興支援活動等に任ずる部隊（以下、「復興支援部隊等」という。）を派遣し、復興支援活動等を実施しているとともに、撤収期には、本部隊の撤収を支援するため、撤収支援部隊を派遣
- (イ) 撤収支援部隊は、宿营地における撤収活動を支援するとともに、本邦への装備品等の後送業務等を実施（宿营地撤収後に復興支援部隊等は帰国）
- (ウ) 宿营地撤収後、引き続き、復興支援部隊等が本邦への後送業務等を実施して、撤収支援部隊がこれを支援する場合も考えられるが、本資料の対象外
- (エ) 撤収支援部隊の派遣期間は、2ヶ月以上

ウ 派遣地域

(ア) 治安情勢

宿营地が所在する地域の治安情勢は不安定で、自衛隊に対するテロ、IED攻撃、曲射火器による攻撃の可能性があるが、また、本邦への装備品等の後送業務等を実施する基盤（以下、「本邦後送基盤」という。）が所在する地域の治安情勢は安定しているが、テロの可能性は否定できない。

(イ) 気象

夏季には40度を超える酷暑

(ウ) その他

宿营地と本邦後送基盤は地域的離隔

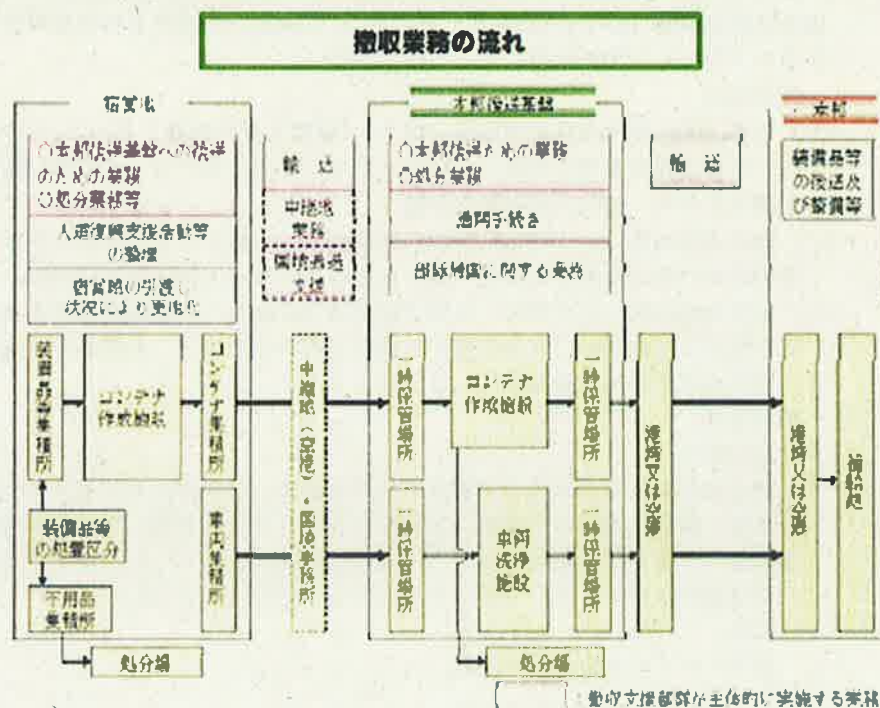
エ 撤収所要

復興支援部隊等の規模は大規模（500名以上）であり、復興支援活動等を実施するため多くの装備品等を本邦から携行しているとともに、現地調達物品等多数保有

オ 多国籍軍との関係

第2編 イラク人道復興支援

- (ア) 復興支援部隊等は、多国籍軍と連携し、多国籍軍の全般警備の下、復興支援活動等を実施
 - (イ) 多国籍軍は、航空機（患者後送専用機含む）を保有し、復興支援部隊等を支援
- (3) 撤収業務の流れ
- ア 装備品等の後送、処分等といった観点からの撤収業務の流れについては、以下のとおり
- (ア) 宿営地における装備品等の処置区分の実施
 - (イ) 宿営地における後送準備、不用決定した装備品等の処分、装備品等の譲与の実施
 - (ウ) 宿営地から本邦後送基盤への輸送の実施
 - (エ) 本邦後送基盤における装備品等の後送準備、不用決定した装備品等の処分
 - (オ) 本邦後送基盤から本邦への輸送
- イ 撤収業務の流れ



- (4) 撤収業務に当たり一般的に留意すべき事項
- ア 事前準備の推進
- 撤収においては政治決定が必要であり、一般にその開始時期は不透明であり、一端、撤収の政治決定がなされた場合、安全かつ迅速な撤収が要求される。
- また、多国籍軍と連携した行動であることから、撤収期間にも制約を受ける場合がある。

第4章 撤収

このため、先遣要員を派遣し、装備品等の処置区分（後送、処分等の区分）の検討等を実施するとともに、活動の継続に支障のない範囲において、通常の後送業務の一環として、逐次に事前後送を実施し宿営地のスリム化を図る等、先行的に準備を推進し、政治決定以降、安全かつ迅速に撤収できるよう措置しておく必要がある。

この際、撤収は高い秘匿性を有することから、保全に留意する必要がある。

イ 適切な活動基盤の確保

撤収活動における適切な基盤の確保は、後送業務等の効率的な実施（撤収期間の短縮、隊力の節用等）、隊員の士気の維持等の観点から極めて重要である。

このため、宿営地においては復興支援部隊等と撤収支援部隊が密接に調整して必要な施設を事前構築又は選定・確保する必要がある。また、本邦後送基盤においては、努めて同一地域において必要な作業が実施できるよう、既存施設を最大限に活用し、必要とする機能及び広さを具備する施設を選定・確保する必要がある。

酷暑等の環境下における基盤の確保は特に重要であるため、基盤の確保に当たっては、撤収の政治決定の時期、確保に要する時間、予算環境等を考慮して柔軟に対応する。

ウ 柔軟性の保持

撤収開始については政治に左右されるところが大であり、撤収開始後においては、現地治安機関の状況、復興支援活動等の状況、多国籍軍の状況等によっては、治安が不安定化する恐れがある。

このため、準備組織の確立により、各種検討等を速やかに実施して、いかなる状況にも対応できるよう態勢を維持しておくとともに、派遣後は、治安状況等に応じる復興支援部隊等の行動の変化に対応し、安全に撤収ができるよう柔軟性をもって支援する必要がある。

エ 役務の最大限の活用

撤収という特性から、一般に、本邦から携行する装備品等を最小限にするとともに、人的・物的資源を現地に求めることとなる。したがって、部隊の能力を補完するため、役務を最大限に活用して撤収活動を実施する必要がある。この際、宿営地においては、警備ニーズとの節調を図り、役務の活用を適切に実施する。

（5）撤収業務の運営

ア 活動基盤の選定

撤収に当たっては、本邦後送基盤内及び宿営地内において活動に必要な施設を確保する必要がある。

本項においては、本邦後送基盤内及び宿営地内の施設の選定を主体に記述する。

イ 本邦後送基盤内に必要な施設

（ア）全 般

- α コンテナ作成、車両洗浄及び輸送等の後送作業に必要な施設、並びに指

第2編 イラク人道復興支援

揮、宿泊等のために必要な施設を選定・確保する必要があるため、コンテナ作成のためコンテナ作成施設及び一時保管施設を、また車両洗浄のため車両洗浄施設及び一時保管施設を選定・確保する必要がある。この際、コンテナ作成施設、車両洗浄施設の選定は極めて重要であるとともに、指揮、宿泊等のために必要な施設（以下、「指揮所等」という。）を選定・確保する必要がある。

b 選定に当たって考慮する事項

(a) 隊力の節用等の観点から、後送作業に必要な施設は、努めて同一地域に確保できれば有利である。

(b) 検疫等の観点から、コンテナ作成施設については努めて十分な広さと作業施設を具備する倉庫を確保する必要がある。この際、役務を最大限に活用すること、多国籍軍のキャンプ等は警備上の理由から業者の立ち入りに制限を受けること等から、警備態勢が整った民間倉庫の確保に努める必要がある。

(c) 後送業務に必要な施設は、隊力の節用、輸送上の負担軽減といった観点から、指揮所等及び港湾、空港の近傍に設定できれば有利である。

(d) その他、通信、救護等の観点を考慮する必要がある。

(イ) コンテナ作成

a コンテナ作成施設

(a) 使用目的

宿営地から後送されたコンテナからの装備品等の搬出（以下、「コンテナ出し」という。）、洗浄、後送先別への仕分け、梱包、パレット化、コンテナ詰め等を実施するために使用する。

(b) 施設の選定上の考慮事項

1 地 積

(1) コンテナ出し、コンテナ内容品のダメージチェック・検数及び洗浄物品等の仕分けに必要な地積を有していること

(2) 水、エア、タオル拭きの順で洗浄するための地積を有すること

(3) 梱包資材等の集積、梱包・パレット化のための地積を有すること

(4) パレット化した装備品等を各後送先別に区分・集積し、コンテナ詰めできる地積を有すること

(5) コンテナ各種作業に必要な作業スペースの一例

第4章 撤 収

コンテナ作成の各種作業に必要な作業スペースの一例

場 所	規 格
コンテナ開梱・分類・仕分	
洗浄	水
	エア
	布
一次梱包作業施設	
行き先別(重量地別仕分け)	
二次梱包(検査・検量含む。)	
パン詰め	

2. 地 盤

- (1) 作業の進捗を向上するためコンテナ出し及びコンテナ詰めに必要な荷役機材が使用できるよう努めて堅い地盤を有していること
- (2) 洗浄場所はコンクリート、アスファルト等、地盤が堅くかつ排水が容易なこと

3. 屋内施設

- (1) コンテナ内容品を展開するに十分な地積を有し、風雨、埃を遮断できる天井及び壁で構成された施設であること
- (2) 冷暖房器材設備
- (3) 物品の確認が容易な照明器具、電源、換気設備
- (3) 数日分の水の貯蔵が可能な設備
- (4) 通常洗浄から高圧洗浄までの器具
- (5) 小型フォークリフト、フォークリフト用小型スロープ

コンテナ作成施設内設備

業務区分	設備名	必要な能力
全 般	警備設備 (外柵、カメラ等)	警備会社による。
コンテナ受入・集積場	空調等	倉庫内全てにおいて、冷・暖房が完備
	ピット	高さ調整が可能
	コンテナリフター	コンテナリフター(スリング資材等利用によりクレーンと同等の用途可能)
パン出し地域	フォークリフト	1t・8t電動式、5t・10tを保持
洗浄施設	洗浄設備	水洗浄できる高圧洗浄機及びコンプレッサによるエア洗浄を保有
	ピット	強度十分な構造かつ小・中・大型の車輻に適合
	水源・電源	大型発電機により施設独自の発電能力
パン詰め地域	フォークリフト	1t、3t、フォークリフトを保有
その他	食堂	冷暖房完備、椅子、机配置可能なスペース
	休憩所	冷暖房完備、作業所に隣接
	トイレ	衛生面を考慮した水洗式トイレを設備

第2編 イラク人道復興支援

b 一時保管施設

(a) 使用目的

宿営地からの後送コンテナの受入及び本邦への後送準備が完了されたコンテナ並びに空コンテナの集積及び管理のために使用する。

(b) 施設の選定上の考慮事項

- 1 後送されたコンテナを保管するための地積を有すること。
- 2 役務車両の進入・進出が容易なこと（コンテナを卸下するために使用するコンテナリフターの進入・進出を含む。）
- 3 泥等が付着しないように努めて舗装されていること
- 4 必要な設備



「コンテナリフター写真」

コンテナリフター、クレーン等

(ウ) 車両洗浄

a 車両洗浄施設

(a) 使用目的

本邦に後送する車両の洗浄を実施するために使用する。

(b) 施設選定上の考慮事項

- 1 車両の集積、役務車両への積載・卸下に必要な地積及び地耐力を十分有していること
- 2 一次洗浄終了車両の2次洗浄場所への移動に当たっては、泥等が付着しないよう舗装等されていること
- 3 排水設備があり、水はけが良好であること
- 4 各車両洗浄用ビットは、他のビットと混交しないよう十分な間隔を有すること

(c) 必要な設備

1 作業設備

(1) 給排水設備（貯蔵タンクを含む。）

十分な水量が確保されているとともに、数日分の水を貯蔵可能なタンクと良好な排水設備が必要である。

(2) ビット

タイヤ及びシャーシ等下回りに泥等が付着しやすいため、これらの洗浄が実施できるよう、各車種に応じたビットが必要である。

(3) 洗車機等

粘性が高くかつ乾燥・硬化している土を除去する場合、水洗浄前にブラシ等により除去するほか、高圧洗車機による洗浄が必要（各ビットに1台以上）である。

2 車両積載・卸下のための機材等

第4章 撤収

レッカ、クレーン、コンテナリフター（役務車両からセミトレーラ等を積載・卸下のため）等

3 休憩所

日々の洗浄業務においては、体力の消耗は、激しいものであるため、継続的に洗浄業務を実施するための休息との節調を図るため酷暑地であれば冷房・暖房完備された休憩所が必要である。

車両洗浄施設内設備

業務区分	設備名	必要能力
全般	警備設備(外柵、カメラ等)	警備会社による
車両受入	空調等	倉庫内全てにおいて、冷・暖房完備
	クレーン(30t、50t等)	車両の積載・卸下に用途(主にセミトレーラ類、自走不能車)
洗浄施設	ピット	強度十分な構造かつ小・中・大型の車輻に適合
	洗浄設備	水洗浄できうる高圧洗浄機及びコンプレッサによるエア洗浄を保有 水溜容器を保有
	水脚・電脚・ガソリン使用	大型発電機により施設独自の発電能力
洗浄後の集積施設	車両集積所・保管庫	風除け及び屋根つき、換付着防止できうる施設
その他	食堂	冷暖房完備、椅子、机配置可能なスペース
	休憩所	冷暖房完備、作業所に隣接
	トイレ	衛生面を考慮し水洗式トイレが装備

b 一時保管施設

(a) 使用目的

宿営地からの後送された車両の受入れ及び本邦への後送準備（洗浄）が完了された車両の集積及び管理のために使用する。

(b) 施設の選定上の考慮事項

- 1 後送された車両（所要数）を保管するための地積を有すること
- 2 役務車両の進入・進出が容易なこと（役務車両に積載したセミトレーラを卸下するために使用するコンテナリフターの進入・進出を含む。）
- 3 泥等が付着しないように努めて舗装されていること

(c) 必要な設備

- 1 コンテナリフター、クレーン等
- 2 ピット（車高の低い車両等を積載・卸下するため）

(エ) 指揮、宿泊等

a 指揮所等の選定に当たっての考慮事項

- (a) 本邦から携行する装備品等の数量を局限するため、努めてホテル、多国籍軍宿営地等の既存施設を活用する。
- (b) 撤収業務に係る調整を容易にするため、復興支援部隊等、業者、後送業務のための作業施設、大使館・多国籍軍との連携可能な位置に選

第2編 イラク人道復興支援

定する。

(c) 治安情勢からテロ等の可能性は否定できないことから、警備態勢が確保されている施設を選定する。

(d) 通信の構成が可能で、かつ、近傍に迫送品等を受領・保管できる倉庫、銀行、給油所、医療機関、スーパー等のインフラ施設が存在する等、指揮・通信、兵站等の機能発揮の容易性を考慮する。

b 確保すべき細部施設

(a) 指揮所、会議室（調整所兼）

(b) 家族連絡センター、

(c) 広報作業室、プレスセンター

(d) 宿泊・給食及び洗濯場所、トイレ、入浴、物品保管庫等

(e) 通信器材開設場所

(f) 救護所

(g) 厚生センター（可能な範囲）

c ホテルにおいて指揮所等を開設するに当たり、確認・調整すべき事項

(a) ホテル周辺の治安状況、周辺地誌（関係機関との距離等）

(b) ホテル内の施設配置図（宿泊居室、レストラン、厚生施設等）

(c) ホテル内の態勢（警備態勢、医療体制）

(d) 通信機器設置及び屋内線構成の可能度

(e) 武器・弾薬のホテル内への持ち込みの可能度

(f) ホテルの備品借用の可能度

(g) ホテルでの給食要領等（日本食の有無、ミールクーポン券の活用等）

(h) 駐車場の確保、朝礼場等として使用スペースの有無

(i) ホテル内での服装（迷彩服、制服等着用可能度）、クリーニング利用

(j) ホテルの電源形式及び各施設の電源容量

(k) 確保すべき施設の確保可能度、予約キャンセルのタイミング

(l) その他、ホテル使用上の注意事項（宗教施設の立ち入り等）

ウ 宿営地内に必要な施設

(ア) 全 般

宿営地内に必要な施設は、装備品等集積所及びコンテナ作成施設があり、これらは通常、本邦後送施設での物品の掌握・仕分けの容易性、作業の効率性から物品管理区分毎に、装備品集積所をコンテナ作成施設に接続させて開設する。（以下、本項において装備品集積所の機能を内包するコンテナ作成施設をコンテナ作成施設という。）

(イ) コンテナ作成施設

a 使用目的

後送対象の装備品等を集積し、品目・数量の確認、1次梱包、パレット化、コンテナ詰め等を実施するために使用する。

b 地域を選定要領

コンテナ作成施設の開設地域

c 選定上の考慮事項

本項においては、装備品使用地域内に開設する場合を記述し、コンテナ（車両）集積所内に開設する場合特有のものは（ ）内に記述する。

（a）各部隊の装備品の使用又は保管する施設の近傍で、装備品等の集積のための隙力が最小限で済むこと（後送準備が完了したコンテナの移動が最小限で済むこと）

（b）装備品等の集積のための車両の出入、コンテナへの物品積載のためのフォークリフトの移動、コンテナ移動のためのコンテナリフターの出入のための便が容易で、十分な地耐力を有していること。

特に、コンテナリフターの移動経路上に移動を阻害する空中線がないこと。

（c）作業所用天幕等の展帳及び空コンテナの配置のための十分な地積を有すること。

d 必要な機能

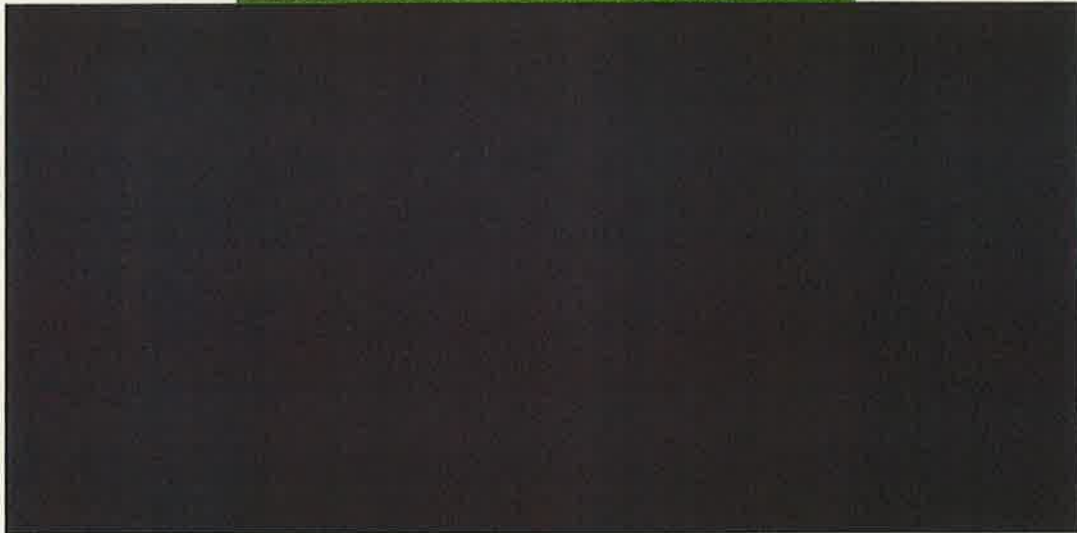
（a）直射日光、風雨を避けるための天幕、冷暖房器材

（b）パレットをコンテナ内部まで積載できる小型フォークリフト

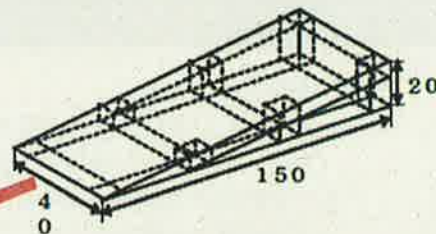
（c）フォークリフト用小型スロープ

第2編 イラク人道復興支援

コンテナ作成施設（ドラッシュュ天幕利用）の一例



フォークリフト用小型スロープの一例



1ココンテナ作成所に2コ必要

○単位: cm

○材料: 鉄板等を使用 (スロープの表面は滑り止め処理が望ましい。)

(ウ) コンテナ (車両) 集積所

a 使用目的

後送準備が完了したコンテナ及び車両を集積するとともに、役務トレーラへのコンテナ及び車両の積載するために使用する。

b 選定上の考慮事項

- (a) コンテナ、車両の集積、トレーラ等への積載するための十分な地積を有すること

第4章 撤収

(b) コンテナリフター、コンテナを積載したトレーラ等、重荷役器材の移動が容易にできる地耐力を有すること。

c 必要な機能

(a) コンテナを移動、トレーラに積載可能なコンテナリフター又は大型フォークリフト

(b) 民間車両等車高が低く、全輪駆動車機能を有していない車両を積載するためのピット

(エ) 不用品集積場

a 使用目的

本邦後送基盤又は宿営地において発生した不用決定品を集積し、自隊による焼却、破壊処分及び廃棄物処理業者への引き渡しのために使用する。

b 地域選定上の考慮事項

不用決定品の集積、破壊、廃棄物処理業者への引き渡しのための地積を有すること

c 必要な機能

(a) 処分のための焼却場

(b) 重機等の破壊用機材

(オ) 指揮所等

復興支援部隊等と密接に調整し、宿営地内に指揮所等を選定・確保する。

(6) 装備品等の処置区分

ア 全般

各装備品等の後送・不用決定を区分した後、後送装備品の後送先、後送時期を明確にする。

第2編 イラク人道復興支援

イ 処置区分の決定

(ア) 後送・不用決定区分

本邦後送又は不用決定の区分は、装備品の状態及び撤収間の輸送の可能性を考慮して、陸幕及び補給統制本部と密接に調整して決定する。

(イ) 後送先

- a 当初、最終補給先部隊を、次いで後送先(整備担当)補給処を決定する。
- b 整備担当補給処決定に当たっては、次の事項を考慮して、各補給処に分散して後送するのか、特定の補給処に取り纏めて後送するのかを決定する。
 - (a) 現地における装備品等の仕分けに要する時間と派遣期間
 - (b) 補給処における整備実施要領(同種装備品を同一補給処で整備するのか、複数の補給処に分散して実施するのか)
 - (c) 各補給処の保管・整備能力

(ウ) 後送時期

- a 撤収命令発令以前に後送可能な装備品等及び撤収命令発令以降に後送する装備品等に区分して後送時期を決定する。
- b 撤収命令発令以前の後送
 - (a) 将来を通じて明らかに部隊が使用する可能性のない装備品等は、本邦後送基盤又は本邦に後送する。
 - (b) 状況により、さらに準備を推進する必要がある場合、撤収又は活動の継続いずれにも対応することができる限界の品目・点数を残し、これ以外の装備品等を本邦後送基盤に後送する。

この際、使用する可能性が低いものの、部隊の活動に及ぼす影響が大きい装備品等については、一旦コンテナ詰めして宿营地内に留め置く。
- c 撤収命令発令以降の後送

部隊運用、特に最終的な人員の宿营地からの移動計画と調整して、時期別に後送装備品等を決定する。個々の装備品等の後送時期を決定していくため、各部隊の担当者等と綿密に調整していくことが必要であり、状況により処置区分票の貼付時に併せて実施することを有利とする。

この際、部隊の撤収に充当可能な隊力、輸送力確保の可能性、コンボイの運行・受入能力等を考慮して撤収の可能性の面から、全般の撤収計画の修正についても要求する必要がある。

ウ 処置区分票の貼付

(ア) 使用目的

各装備品等に処分又は本邦後送の区分、品目コード及び集積時期を記載した処置区分票を貼り付け、各部隊担当者に各装備品等の処置区分、集積時期等を明示する。

(イ) 貼付要領

- a 決定した処置区分に基づき、処置区分が記載された処置区分票を各装備品等に貼り付けを実施する。
- b 実施に当たっては、個々の装備品等の後送時期を各部隊の担当者等と確

認しつつ実施する。

(7) 装備品等の後送

ア コンテナ作成

(ア) コンテナの種類

a 全 般

コンテナは、バラ貨物あるいはパレット化された貨物を1つの入れ物に集約してコンテナのまま戸口から戸口まで一貫輸送を行い、経費節減と破損・盗難の防止を図るものであり、海上輸送用は20ft、40ftが広く使用される。

b 海上輸送用コンテナの大きさ

20ft及び40ftの種類を使用するのが一般的である。

(a) 20ftコンテナ内寸

長さ5.8m、高さ2.2m、幅2.3m 容積：約30

(b) 40ftコンテナ内寸

長さ11.8m、高さ2.2m、幅2.3m 容積：約59

c 海上輸送用コンテナの種類

(a) ドライコンテナ

通常のコンテナであり、一般的な貨物の輸送に適する一番流通しているコンテナ

(b) リーファコンテナ

冷蔵コンテナといい定温度で輸送する必要のあるものに適している。

(食料品、精密機器医療機器等)ただし、常に電源が使用できるトレイラ、船舶であったり、コンテナヤードがあることが条件となる。

(c) オープントップコンテナ(上開き)

コンテナの天井部分がシートで覆われてて取り外しが可能なコンテナで貨物の高さが高く、コンテナ内に入らない貨物の輸送に適する。

(d) フラットラックコンテナ

幅、高さがコンテナのサイズを超えるもの及び自走不能の車両などの輸送に適する。

d 本資料においては、20ftのドライコンテナを「コンテナ」と呼称する。

(イ) 装備品等のコンテナ換算(コンテナの所要見積)

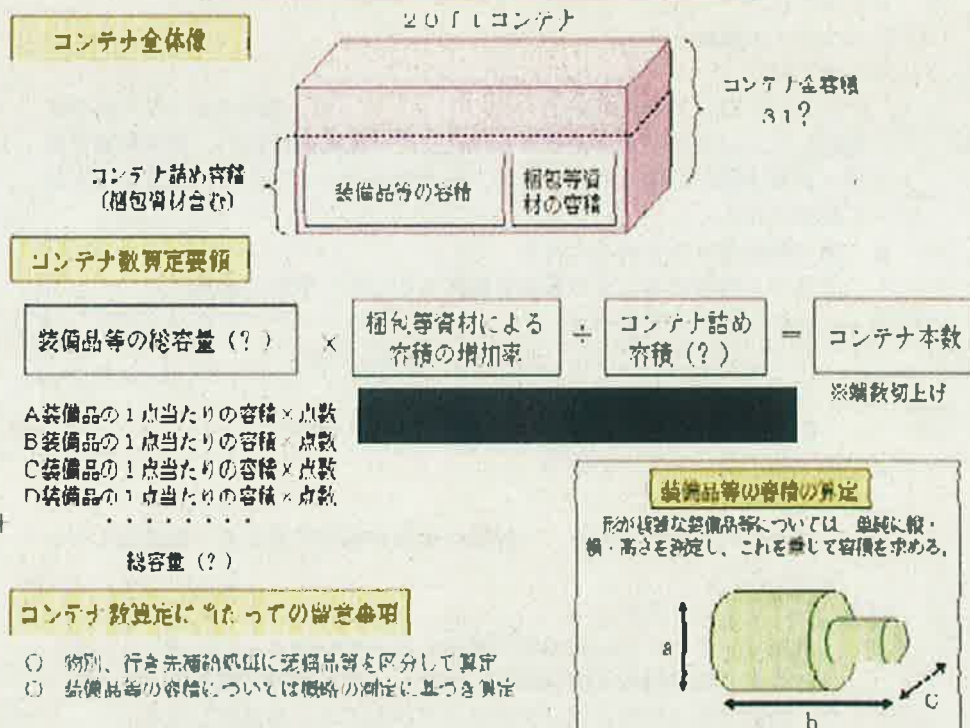
a コンテナ詰め容積(梱包資材等含む)

(a) 本邦後送基盤における作業等、比較的時間に余裕のある場合

(b) 宿営地における作業等、迅速な撤収が求められる場合

b コンテナ数算定要領

コンテナ数算定要領の一例



(ウ) コンテナ作成の優先順位

- 本邦において運用ニーズの高い装備品等
- 本邦において整備に時間を要する装備品等
- 後送量大な補給処行きの装備品等

(エ) 宿営地におけるコンテナ作成

- 空コンテナの確保
 - 宿営地内のコンテナの使用状況、特に個々のコンテナ積載装備品等の後送、処分の区分を把握する。
 - コンテナ作成計画を基礎として、時期別に確保が必要な空コンテナ数を算定する。
 - 空にするコンテナを時期別に指定するとともに、積載装備品等の処置を明らかにした計画を作成する。この際、積載装備品の処置、特に集積場所の選定に当たっては、今後のコンテナ作成、破棄物品の処分要領を考慮し、効率的に計画する。
- 装備品の集積

装備品の集積に当たっては、予め装備品等に張り付けた処置区分票に基

第4章 撤収

つき復興支援部隊等がコンテナ作成施設に集積するが、撤収末期の通信、警備器材等の重要な機材については、各機材単位の集積時期を復興支援部隊等の撤収日程と密接に調整して決定する。

この際、輸送の可能性、コンテナ作成隊力等の状況によっては、各機材の運用計画に対して修正を意見具申する必要がある。

c. コンテナの作成要領

本邦後送基盤におけるコンテナ作成要領と異なり、検疫等については考慮しなくてよいことから、装備品等の洗浄、行き先方面隊毎の仕分け等を実施する必要はなく、努めて早期の後送準備といった観点から、物品管理区分別のみとし、あるいは状況により、これをも省略してコンテナ作成を実施する。

(オ) 弾薬コンテナの作成

民間による弾薬の航空輸送に当たっては、国連の危険物輸送に関する勧告に基づき、弾薬の隔離区分に応じて混載が制限されていることから、弾種等に応じて各コンテナの積載区分を決定する必要があり、また、輸送間の動揺に耐えられる梱包、コンテナ詰め等が必要である。

a. コンテナ積載区分の決定

(a) コンテナの最大積載重量の決定

輸送機のクレーン能力等を考慮して、コンテナ詰めする弾薬の最大積載重量を決定する。

(b) 所要パレット数の算定

弾種毎の梱包容器の容積、数量を考慮し、所要パレット数を算定する。

b. 各コンテナの積載区分の決定

「弾薬の隔離区分に応ずる混載制限」を基礎とし、弾種毎のパレット容積、数量、重量を考慮して各コンテナの積載区分を決定する。

【根拠】

○IATA（国際航空輸送協会）規則書第3章3.1

○危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第8条第3項第1号

○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示）第7条1

○航空法施行規則第194条第3項

弾		隔離区分					
種		B	C	D	E	G	S

第2編 イラク人道復興支援

c コンテナの作成

(a) 必要資材の取得

1 一次梱包容器

UNマークの付いたUN缶、木箱

2 パレット

UN缶用による場合は $1100\text{mm} \times 1100\text{mm}$ のパレットが、木箱用による場合は木箱のサイズに応じたパレットを作成して使用することが有利である。

(b) 弾薬の容器詰め

1 弾種毎、梱包容器（UN缶又は木箱）に詰め込む。この際、各容器への入数の標準化を図り、コンテナリスト作成を容易にすることが望ましい。

2 「火薬類の区分」及び「弾薬の隔離区分に応ずる混載制限」に基づき、梱包容器に危険物表示（一例）を貼り付ける（補統本部から取得）とともに、弾種・数量（様式随意）を表示する。

3 検数を受け容器を封印する。

(c) 弾薬のパレット積載

コンテナ積載区分に基づき、梱包容器をパレットに積載する。

(d) 弾薬のコンテナ詰め

コンテナ積載区分に基づき、パレットをコンテナに積載する。

(カ) コンテナ作成能力

a 本邦後送基盤におけるコンテナ作成

○ 前提

○ コンテナ作成本数/1コ作業口/日

b 宿営地におけるコンテナ作成

○ 前提

○ コンテナ作成本数/1コ作業口/日

(キ) その他

a コンテナ詰めが可能なトレーラ類

(a) 1tトレーラ、1t水トレーラ

(b) 3tフォークリフト、野外フォークリフト（屋根を取り外すことによりコンテナ詰め可能）

b 必要な器材・資材

(a) 器 材

第4章 撤収

ハンマー、のこぎり（電動含む）、メジャー、電動釘打ち、釘抜き、
発電機、発電機用燃料、カケヤ、折り畳みコンテナ、錠前

（b）資材

色ガムテープ、ブルーシート、緩衝材（エアキャップ等）、ストレッチフィルム、PPバンド、白帯・白帯留め具、トライウオール、角材、ベニヤ板、パレット、ウエス

c 必要な梱包資材等

（a）1次梱包：パレット、白紐、ストレッチフィルム

（b）保定：ベニヤ板、角材、釘、ハンマー、のこぎり、メジャー

（c）薰蒸、シール：バルサン、コンテナシール

イ 車両洗浄

（ア）車両洗浄の程度

a 日本はオーストラリアと並び世界で有数の防疫・検疫に厳しい国である。装備品等の輸入に当たっては、本邦での動物・植物検疫の検査を受検しなければならない。したがって、自衛隊で実施している車検並みの準備のための洗浄、必要により所要の整備を実施しなければならない。

b 細部要領

（a）土等の完全な除去

（b）グリスやオイルしみも除去する。（後に砂埃等が付着する。）

（c）タイヤ溝の石も除去する。

（d）さびはそのままよい（土と一緒に付着している場合を除く。）

（イ）洗車の優先順位

a 本邦のニーズとの整合

b 可能であれば小型・中型等で汚れの少ない車両を一回目に、施設機材等汚れのひどい車両は2回目以降に後送できるように洗車の優先順位を決定

c 洗車の効率化のため同一車種（同一シャーシ）を継続洗浄

（ウ）洗車要領

車両内部内のゴミ除去及び付属品等（水扱い厳禁）の取り外し、水洗浄（泥落とし）、布・エアによる仕上等、段階的・効率的に実施、この際、洗浄の効率化のため車載無線機等は事前に卸下する着意が必要である。

ウ 輸送

（ア）地上輸送

a 装備品等の積載、卸下

（a）コンテナ詰め、出し

1 各種装備品の移動には、3tフォークリフトが有効

2 コンテナへの搬入・搬出には、1tフォークリフトが有効
（コンテナの内部まで進入が可能）

（b）コンテナのトレーラ積載、卸下

コンテナの移動、積載、卸下には、コンテナリフターが有効

（復興支援活動地域等では、器材本体（オペ付）のレンタルが常態）

第2編 イラク人道復興支援

(c) 車両の積載、卸下

- 1 車両の積載・卸下については、隊員自らが実施
- 2 不可動車両については、重レッカ等のウインチ利用により積載
- 3 1トトレーラ類（単体の場合）は、重レッカにより積載
- 4 セミトレーラ、ロードローラ等施設器材の一部は、コンテナリフターにより積載（中型ドーザの廃土板は、外して積載・輸送）

(d) 積載、卸下に必要な時間

- 1 コンテナ
コンテナリフターを使用した場合、コンテナの積載に（オペの練度やコンテナ配置により、若干の変動あり）
- 2 車両（自走による場合）
 - (1) 前方から積載する場合は、1両あたり
 - (2) 後方から積載する場合は、1両あたり
- 3 車両（自走できない場合）
重レッカ、トラックスレーン、コンテナリフターを使用した場合、1両あたり15～30分（積載準備に若干の時間が必要）

b 輸送要領

(a) 基本的考え

重要装備品等については、自隊輸送又は自衛隊のエスコートによる役務輸送を基本。

(b) 自衛隊のエスコートにより役務輸送を実施する場合の要領

1 事前の役務車両点検

- (1) 役務車両の故障等により、役務輸送が遅延する場合があるので、部隊の指導により、事前に車両点検を実施させ、不備事項は素早く改善させ、役務輸送に万全を図る必要がある。
- (2) 役務車両点検における確認事項の基本は車両運行指令書の裏面の運行前点検に準ずる。特に注意する点は以下のとおり。
 - ・ タイヤの空気圧・破損、磨耗状況、釘等
 - ・ 燃料の状況、オイルの状況
 - ・ ねじ等の締め付け及び装着状況
 - ・ 灯火類
 - ・ 必要携行品の有無（車両輸送のための固縛チェーン等）
 - ・ 予備車両（トレーラヘッド）
 - ・ 車両番号の確認（国境付近で再度点検）
 - ・ JAPAN MISSIONの表示

2 輸送時の警備要領等

(c) 治安情勢が悪化している状況下における役務輸送の要領

c 国境通過支援

(a) 復興支援活動地域等と撤収支援基盤が国境を挟んで離隔している場合、役務車両の国境通過の促進のため、所要の国境通過の諸手続を実施する必要がある。

(b) 国境通過支援の要領

- 1 役務車両を発地から国境まで誘導し、送り出し手続き（国境通過のためのチケット申請）を実施する。
- 2 役務車両が帰って来るのを待ち受け、受け入れ手続き（国境警察による点検受け）を実施し、着地まで誘導する。
- 3 国境事務所での対応が日々変化するため、柔軟に対応する必要がある。

第2編 イラク人道復興支援

ある

(イ) 航空輸送

a 貨物の輸送

(a) 対象とする民間貨物輸送機

- 1 アントノフ (AN-124)、最大積載重量：160t
(実行値：約95t、容積：コンテナ×10本相当)
- 2 イリュージン (IL-76)、最大積載重量：40t
(実行値：約30t、容積：コンテナ×3本相当)

(b) 使用空港

多国籍軍の管理する空港等

空港のスポット地域に立ち入る際には、軍に事前に申請し、エスコートを受けなければならない。

(c) 調整先・内容

1 輸送業者

- (1) 輸送計画 (輸送品目、フライトプラン、領空通過、空港使用等)
業者の作成した輸送計画を確認する。また、貨物機の領空通過及び空港の離着陸許可には、輸送品目リストが必要になるので事前に輸送業者に通知する。
- (2) 積載・卸下要領 (スポット、荷役器材、作業員等)
積載・卸下の実施要領を確認する。この際、役務内容及び責任の分界を明確にする。
- (3) 現地通関要領
海外の通関は業者が通常実施しているが、申請上必要とする資料は官側が作成するので、資料の提出期限を業者と調整し、検数・梱包等の発送準備との整合を図る。
- (4) 連接輸送の調整 (道路輸送)
航空輸送に連接する道路輸送及び端末地業務要領を調整する。特に、航空輸送業者と道路輸送業者が別業者の場合は、貨物の積載・卸下の役務内容を明確にする。
- (5) フライト変更への対応
(予備機の確保、空港使用時間の延長、保管場所の確保等)
航空機に故障が発生した場合の予備機の確保及び悪天候等によりフライト時間が大幅に変更になった場合の対応について、空港使用時間の調整や輸送品の保管場所などについて確認する。
- (6) 貨物宰領者に対する支援
貨物宰領者の移動や出国審査等の出国支援を実施する。

2 多国籍軍

(1) 空港使用の事前通知

多国籍軍 (例：連合国陸軍コマンド) に対し、航空機による貨物輸送の内容を事前に通知し、空港使用の了解を得る。

第4章 撤収

(2) 空港進入のエスコート依頼

多国籍軍に空港使用時間・立入人数・車両数等を通知し、空港のスポットへの進入のためのエスコートを軍に依頼する。

(3) 貨物客領者の出国審査

多国籍軍において、出国前日に身分証明書により出国審査を受ける。この際、本人が立ち会う必要はなく、出国人員全員分の身分証明書を提出することにより一括して審査を受けることが可能である。

3. 本邦（陸幕輸送室、中央輸送業務隊）

(1) 輸送計画全般

仕様書に基づき輸送計画を確認する。この際、連接する道路輸送および端末地業務を実施する業者について確認する。

(2) 役務監督について（仕様書の確認）

中央会計隊長から、事前に役務監督官の指名通知を受け、事務の範囲を確認する。

(3) 本邦における通関要領

中央輸送業務隊から本邦における輸入の際の通関に関して調整し、通関に必要な資料を通報するとともに、通関が容易になるように輸送品の梱包等の調整を実施する。

(d) 輸送するにあたり考慮すべき事項

1. 輸送品目

(1) 弾薬の輸送に関しては、弾薬の等級・種類によりコンテナへの混載の制限あることから、補給統制本部へ細部確認する必要がある。

(2) 車両の輸送は飛行機の機内の気圧の低下を考慮し、燃料の量をタンクの1/3以下とし燃料携行缶及び燃料タンクのふたは緩める等の処置が必要である。

(3) 航空輸送上の危険物に該当するものは、MSDS（製品安全データシート）の取得が必要である。

IATA（国際航空輸送協会）規則書参照

2. 貨物機の運用予定の確認

貨物機は、気象に左右されやすいことを考慮し、前日には飛行機の位置を確認することが必要である。

b. 人員の輸送

(a) 対象とする航空機

政府専用機、民間航空機

<一例> B747-400 積載量

座席数：ファーストクラス：12席

ビジネスクラス：56席

エコノミークラス：325席

航空コンテナ数：20個

第2編 イラク人道復興支援

(b) 使用空港

多国籍軍の管理する空港等

空港のスポット地域に立ち入る際には、軍に事前に申請し、エスコートを受けなければならない。

(c) 調整先・内容

1. 輸送業者

(1) 輸送計画（輸送品目、フライトプラン、領空通過、空港使用等）

業者の作成した輸送計画を確認する。特にトランジットをする場合は、空港における行動を確認し、隊員に準備させる必要がある。

(2) 積載・卸下要領（スポット、荷役器材、作業員等）

航空機への積載する貨物の検数・検量および保安検査について確認する。特に、連接する道路輸送業者が異なる場合は、役務内容および責任の分界を明確にする。

(3) 現地通関要領

海外の通関は業者が通常実施しているが、申請上必要とする資料は官側が作成するので、資料の提出期限を業者と調整し、検数・梱包等の発送準備との整合を図る。

(4) 連接輸送の調整（人員・貨物の道路輸送）

航空輸送に連接する道路輸送及び端末地業務要領を調整する。特に、航空輸送業者と道路輸送業者が別業者の場合は、貨物の積載・卸下の役務内容を明確にする。

(5) フライト変更への対応（空港使用時間の延長等）

フライト時間が大幅に変更になった場合の対応について、空港使用時間の調整などについて確認する。また、輸送日前日から飛行機の到着までの逐次情報を入手する。

2. 多国籍軍

(1) 空港使用の事前通知

多国籍軍に対し、航空機による隊員の帰国を事前に通知し、空港使用の了解を得る。

(2) 空港進入のエスコート依頼

多国籍軍に空港使用時間・立入人数・車両数等を通知し、空港のスポットへの進入のためのエスコートを軍に依頼する。

(3) 爆発物点検（ドッグチェック）の依頼

軍の管理する空港においては、全ての手荷物の爆発物検査（犬による検査）が必要である。この際、爆発物点検を事前に多国籍軍に依頼する。

(4) 出国審査

多国籍軍において、出国前日に身分証明書により出国審査を受ける。※イラク派遣においては、クウェート国と日本政府の間に地位協定が締結されていたため、本人が立ち会う必要はなく、出国人員

全員分の身分証明書を提出することにより一括して審査を受けた。

3 大使館（大使館LO経由）

輸送計画を通報するとともに、MOU（船便または航空便で自衛隊貨物を輸出入する場合の免税手続き。）の申請・許可受け

※イラク派遣においては、ムバラク空軍基地の使用であったことから、航空輸送におけるMOUは申請しなかった。

4 本邦（陸幕輸送室、中央輸送業務隊）

(1) 輸送計画全般

仕様書に基づき輸送計画を確認する。この際、連接する道路輸送及び端末地業務を実施する業者について確認する。

(2) 役務監督について（仕様書の確認）

中央会計隊長から、事前に役務監督官の指名通知を受け、事務の範囲を確認する。

(3) 本邦における入国審査・通関要領等

本邦空港における人員・貨物の動きを掌握し移動部隊に連絡する。人員に関しては、C I Q（通関・出入国審査・検疫）の流れ及び空港出発までの移動要領について、貨物に関しては、旅具・業務通関の実施要領及び貨物の輸送について移動部隊に通報する。

(d) 輸送するにあたり考慮すべき事項

1 輸送品目

(1) 航空会社の航空コンテナ積載数決定等のため、貨物所要を正確に掌握し、航空会社に事前に通知（2日前まで）する。

(2) 隊旗や部隊名看板等特殊な貨物（長もの、部隊長交換ナイフ等）については航空会社に事前に通知する。

2 本邦空港における行動

(1) 本邦空港における通関業務及び輸送を容易にするため、旅具通関貨物と業務通関貨物に明確な標示をつける等の処置が必要である。

(2) 本邦での出迎え行事に関連し、隊員の手荷物の携行要領を考慮する必要がある。

(3) C I Qの要領を中央輸送業務隊（端末地業務担任部隊）と密に調整する必要がある。（持込禁止品、持込規制品、入国審査、植物検疫、動物防疫、検疫）

(ウ) 船舶輸送

a 対象とする船舶

コンテナ船（定期船）、車両専用船（定期船）、多目的船（チャーター船）

b 使用港湾

軍港及び民港への立ち入りは、立ち入り地域及び人数に制限を受け、船積み時の役務監督官業務は、最小限の人員となる場合がある。

c 調整先・内容

(a) 輸送業者

第2編 イラク人道復興支援

1 輸送計画（輸送品目、輸送日程等）

船舶の日程及び貨物の積載量を貨物の準備状況（コンテナ詰め、洗車等）に基づき決定する。船舶の運航計画は、数ヶ月前から入手できるが、変更が多いので、最新のものを逐次入手する。

2 積載・卸下要領（荷役器材、作業員等）

船舶の積付け図を船舶輸送業者から入手し、積載・卸下要領を確認する。車両を積載・卸下する場合は、車種により操作要領が異なることを業者に告げ、当日は指導できる隊員を派遣するよう調整する。

3 現地通関要領について（MOU）

海外の通関は業者が通常実施しているが、申請上必要とする資料は官側が作成するので、資料の提出期限を業者と調整する。また、出航の10日前には、MOUの取得が必要となる。

4 連接輸送の調整（道路輸送）

船舶輸送に連接する道路輸送及び端末地業務要領を調整する。特に、船舶輸送業者と道路輸送業者が別業者の場合は、貨物の積載・卸下の役務内容を明確にする。

（b）多国籍軍

コンテナ国外持ち出しの通知

※イラク派遣時、多国籍軍から、コンテナの保有状況を求められたので、本邦に持ち帰るコンテナのコンテナ番号を通知した。

（c）大使館（大使館LO経由）

輸送計画を通報するとともに、MOUの申請・許可受

※イラク派遣においては、出航の約9日前に大使館にMOUを申請し、約5日前には許可を受けた。

（d）本邦（陸幕輸送室、中央輸送業務隊）

1 輸送計画全般

仕様書に基づき輸送計画を確認する。この際、連接する道路輸送を実施する業者について確認する。

2 役務監督について（仕様書の確認）

中央会計隊長から、事前に役務検査監督官の指名通知を受け、事務の範囲を確認する。

3 本邦における通関要領

d 輸送するにあたり考慮すべき事項

（a）輸送品目

1 ドラム缶、ガスボンベ等の危険物の容器は中身を抜く処置が必要である。ただし、中身を抜かない場合は、MSDS（製品安全データシート）を取得する。

2 冷蔵コンテナを使用する場合は、船舶の冷蔵コンテナ用電源の有無を確認する必要がある。

（b）運航予定の確認

第4章 撤 収

船舶は、気象の影響（特にインド洋）を受けやすいので船舶の動向をよく確認する必要がある。

（エ）通関業務

a 手 順

（a）コンテナ詰め等を完了後、輸送品目表及びインボイスを作成して業者等に提出するとともに、MOUを作成して大使館に提出し、許可を受ける。

（b）許可を受けたMOUを取得したならば、関係通関書類を陸幕及び中央輸送隊に送付する。

b 考慮事項

MOU取得後は、輸送品目の変更ができないので、本邦のニーズを逐次確認する。（空港（空軍基地）によってMOU取得不要の場合あり）

（オ）不測事態対応

a 不測事態発生時の契約業者への対応の基本的考え

民間輸送の契約を実施している場合は、契約業者での対応が基本である。

b 契約業者の考え

（a）契約した民間警備会社であっても、社員の人命は最大限尊重する。

（b）積載物品が損傷した場合、補償金の支払いによる対応が一般的であり危険地域での積載物品の回収等は考慮しない。

c 契約業者との調整事項

（a）業者との報告・連絡態勢の確立

輸送の責任者を明確にし、連絡態勢（電話、電子メール）を確立する。

この際、警備会社等の下請け会社が輸送間の不測事態対応の情報源となることがあるので連絡態勢を細部まで把握し、正しい情報が入手できるよう着意する。

（b）不測事態対応要領の確認

交通事故や襲撃等の不測事態に対し、契約業者の対応要領を事前に確認し協議する。

（c）輸送上の付保内容の確認

輸送に当たっては、保険の適用範囲・内容の事前確認が重要である。

エ 進捗管理

（ア）進捗管理の要領

a 車両以外の装備品等については、コンテナ作成率と装備品等の後送率をもって管理する。

（a）後送準備完了数（コンテナ詰め終了）／総後送数

（b）後送済み数／総後送数

b 車両については洗車終了率と車両後送率と車両の後送率をもって管理する。

（a）洗車完了数（二次洗浄終了）／総後送数

（b）後送済み数／総後送数

第2編 イラク人道復興支援

(イ) 進捗管理上の留意事項

- a 作業条件が異なるなか、宿营地と本邦後送基盤の2カ所以上でコンテナを作成する場合は、コンテナ本数ではなく、点数で管理する。
- b 通常、弾薬は点数が大であり、コンテナ作成により、急激に点数が増加することから、進捗管理には適さないため、点数管理を実施する場合、弾薬点数を除外して管理する。
- c 車両の中には、コンテナ詰めするトレーラ類があることから、これらについては認識の相違を防ぐため、車両洗浄ではなく、コンテナ作成として管理する。

(8) 装備品等の処分等

ア 装備品等の処分

(ア) 不用決定手続き

- a あらかじめ決定した処置区分に基づき、各物品の不用決定手続き書類の作成を実施し、復興支援部隊等の長から各承認権者に申請を実施する。(陸自補給管理規則第67～68条)
この際、不用決定手続き書類の作成においては、補給統制本部から技術的支援が得られるよう事前に調整する必要がある。
- b 復興支援部隊等の長自ら又は承認に基づく不用決定を行った場合、受け払い命令書又は受領書により諸記録を整理する。(陸自補給管理規則第69条) この際、不用決定した品目・点数については、本邦へ後送した装備品等の品目・点数との整合について確認を実施する。
- c 復興支援部隊等の長が自ら不用決定を行った場合は、当該する受払命令書の写しを補給統制本部長に送付する。(陸自補給管理規則第70条)

(イ) 不用決定品等の処分

a 不用決定品等の処分要領

不用決定された装備品等は、基本的に売り払いを実施することとなっているが、これを行うことが不利又は不相当と認められるもの及び売り払うことができない場合は破棄することができる(物品管理法第27条2)こととなっており、当時の状況によりいずれにするか決定する。

※破棄する場合の基準(内閣府所管物品管理取扱規則第162条2)

- ① 国の機密が漏れる恐れがある場合
- ② 一般の使用または所持が禁止されている場合その他公序良俗に反する場合
- ③ 買い受け人がない場合
- ④ 売り払いに際し、売り払い価格よりも多額の費用を要する場合

b 処分要領

- (a) 装備品等に当たっては、全装備品の銘板の除去、武器輸出規制等に該当する装備品の破壊等の処置を実施した後、破棄又は売り払いを実施する。銘板の除去に際し、各部隊にその実行を担当させる場合は、各部隊が担当する対象装備品、数量を明確にし、進捗度を管理・指導する着意

が必要である

区分	装備品等の一例	処置要領
全装備品		銘板の除去（塗り潰し）
武器輸出規制に該当するもの	トレーラ	対象部位を破壊※ （必要により、証拠物件を提出）
保全処置が必要なもの	パソコン、警備機材	

※装備品等毎の細部処置要領については、陸幕及び補給統制本部と調整する。
（製造元から輸入する際に第3国に転売しない等の制約が課せられ、処分要領、処分時の証拠資料の提供を求められるものがあるので注意を要する。）

（b）装備品等の売り払い又は破棄処分に当たっては、派遣国の不用品の処分に関する法令を遵守する必要がある。特に注意を要する装備品等及びその処置要領

区分	装備品等の一例	処置要領
環境に影響を及ぼす恐れのあるもの	化学薬剤、フロンガス、	資格を有する業者に処分を委託
感染症の恐れのあるもの	医療廃棄物	
派遣国の宗教、慣習、風俗に合わないもの	豚肉等の混入した食材	焼却
	裸体、下着の掲載された雑誌、DVD等	

イ 装備品等の譲与

相手側から装備品等の譲与の要請を受けた場合、関係法規に基づきその適否を決定した後、譲与する具体的な品目・数量を相手側と調整し、装備品等の譲与を実施する。

この際、譲与先の装備品等の使用目的、維持管理能力等を適切に判断するとともに、装備品等の取扱い及び整備要領等について所要の教育を実施後、装備品等を譲与する。

（9）労務・役務の活用

ア 契約に際し着意すべき事項

（ア）輸送役務

- a 後送品の発送地から本邦の着地まで結節なしの一括契約（本邦契約）が望ましい。この契約が分割となり各契約毎に契約業者の違いから結節が生じる場合、結節毎に責任区分が不透明となり、細部にわたる業者間の調整が必要で、スムーズな後送業務を阻害する恐れがある。
- b 本邦契約に含まれない端末地における輸送役務については、限定的に現地調達を実施することとなる。
- c 後送品の輸送においては、輸送のためのコンボイ費用、警備費用、及び保険費用を考慮する必要がある。また、装備品等輸送の帰路における空便

第2編 イラク人道復興支援

を使用して輸送する場合、経済的な調達となるが保険料についての考慮が必要となる。

(イ) 不用品の処分

a 処分する量に係わらず帰国直前の契約となるので早期から処分可能業者に関する情報を収集しておく必要がある。

b 契約に先立ち業者に対し明らかにしておくべき事項

(a) 保管倉庫からの搬出

管理の厳しい倉庫においては、積込み機器等の持ち込みや作業員の立ち入りが禁止であり、不用品の搬出にあたり倉庫会社に依頼する等の必要が生じる場合がある。

(b) 不用品の仕分け

処分する国で種類毎に処分要領が違う場合は、自社で管理するスペースで処分区分に応じた仕分けが必要となる。

(c) 処分場での処分

処分品の区分によっては処分ライセンスが必要な場合があり、国の法律に基づくライセンスの保有確認が必要である。

c 検査確認

本邦の様にマニフェスト管理が無い場合には、自隊の管理エリアから搬出した段階での役務完了も可能であるが、仕様書に基づき処分要領を定める場合には、その処分要領について確認の処置が必要となる。

(ウ) 業者の選定

これまでの国際活動の実績を有する日系企業の支援が期待できる場合、これらの企業を業者選定すれば役務契約に関する細部を綿密かつ迅速に調整することができる。反面、現地業者を利用する場合には、関係書類の作成及び調整は英語若しくは現地語での対応となるので、十分な準備期間が必要となる。

イ 業者との連絡・調整要領

(ア) 業者との連絡・調整事項

a 役務調整会議の実施

b 業者の現地携帯電話及びメールアドレス表の作成

c 自衛隊と業者のカウンターパートの設定

(イ) 不測事態発生時の対応要領

a 不測事態発生時の対応要領の事前確認

b 不測事態発生における原因説明の実施および再発防止対策の検討

ウ 現地ワーカーの活用

(ア) 現地ワーカーに対する業務指示の要領

a 担当のスーパーバイザーを活用

(a) 基本的にスーパーバイザーは英語能力を有しており、業務の流れを説明しスーパーバイザーを通じて作業させる。

(b) 作業完了の状態（完成形）をスーパーバイザーに確認させ自衛官との

統一した認識をもたせる。

b ワーカーの母国語（簡単な用語）の習得

現地人とワーカーの母国語が異なる場合には現地語が全く通用（英語能力も有しない場合大）しないためワーカーの母国語（軽易な単語）をもって指示する必要がある。

(イ) 現地ワーカー運用に当たっての着意事項

a ワーカーの特性

(a) 一般的に教養が低く、低所得（日給制）であり勤労意欲が低い。複雑な作業支持に対応できない

(b) 職務逆行意識が僅少であり、作業時間内に完了させようとする意識が皆無である。（作業時間中を指示された事のみ実施して経過）

(c) 作業工具等の取り扱いが粗暴であり、物品愛護に欠ける。

(d) 業務の進捗によりワーカーの縮小があり、その際に入道を実施

(e) 洗浄作業等（2次洗浄含む）の高圧洗浄機、コンプレッサー等を使用する作業については手順、慣れ、要領等が必要でありワーカーの固定が望ましい。（邦人業者との要調整）

(f) 業者（日本人）との調整、連携し効率的な運用に変更

(g) 単純作業を実施するワーカーにおいても真面目に働く者、怠ける者が存在し早い時期にそれを見分けて業者（日本人）と調整し、継続雇用又は即刻交代の処置をさせる。

(ウ) 現地ワーカーとの接し方

a 氏名札（カタカナでガムテープに記載）の作成による名前を呼んで指示

b 宗教の尊重（お祈りの時間の付与等）

c 友達づきあいにならないように、あくまでも官民の関係を保持

d 怠けているワーカーに対してはしっかりと注意する。（曖昧にしない）

e 週単位に区切ってよく働いたワーカーに賞品等（増加食等）を与えて表彰して勤務意欲の向上を図る。

f たばこ、飲料物等をねだってきた場合は断固として拒絶し、そのような行為が今後なされないように業者（日本人）から徹底させる。

g 食事、休憩場所等を明確に区分する。（雇用者と被雇用者の区分の明確化）

(10) 多国籍軍の撤収要領

ア 全 般

イラクに派遣された部隊の撤収に当たっては、オーストラリア軍及びオランダ軍ともに、陸上自衛隊と同様に、臨時に撤収支援部隊を編成して現地に派遣し、撤収活動を実施していることを確認した。

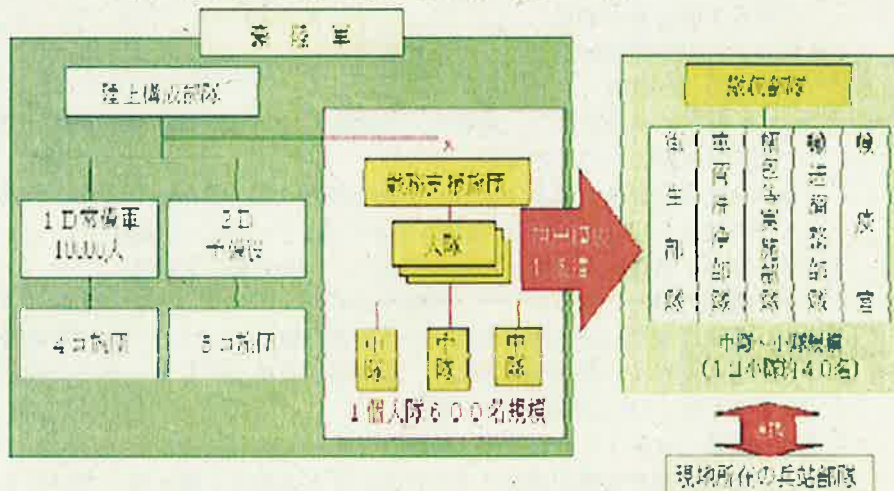
イ オーストラリア軍の撤収要領

(ア) 一般的な撤収態勢

a 戦務支援旅団から所要の要員等を抽出し、臨時に撤収支援部隊を編成し現地に派遣（要員選考、訓練等派遣準備に約1.5ヶ月必要）

第2編 イラク人道復興支援

- b 撤収支援部隊は、現地兵站組織等と密接に連携するとともに、役務を最大限に活用し業務を遂行
- c 検査業務を実施する豪政府職員（検査官）を編入していることが特徴（日本と同様に世界で検査に厳しい国の一つ）



(イ) イラクにおける自衛隊とオーストラリア軍との撤収比較

項目	自衛隊	豪軍
撤収所要		
撤収要員に占める部隊の規模		
撤収期間		

※ オーストラリア軍に関しては、タリル（ 名所在）から撤収する場合の聞き取り。

(ウ) その他

- a オーストラリア軍と自衛隊はほぼ同じ要領で撤収することを確認した。
 - (a) 本邦の後方支援部隊の要員をもって撤収部隊を臨時編成し、派遣
 - (b) 撤収部隊は、車両洗淨、梱包、輸送調整機能を保持

第4章 撤収

(c) 役務を最大限活用し撤収業務を実施

b 自衛隊との相違点

(a) 撤収部隊と現地に所在する兵站部隊が連携して撤収業務を実施

(b) 検疫業務を容易にするため、撤収部隊に豪政府職員を編入

ウ オランダ軍の撤収要領

(ア) 一般的な撤収態勢

a 治安維持活動を実施している部隊へ撤収部隊を約 100 名、後方地域に撤収部隊を約 100 名派遣し、展開

b 撤収は自軍で実施するため、車両、コンテナヤード、指揮所、宿泊所等開設する広大な敷地（後楽園球場 5～7 倍程度）が必要

c 蘭の法律上、検疫の義務がないため、車両等の洗浄不用

d 撤収活動期間は、約 3 ヶ月

(イ) イラクにおける自衛隊とオランダ軍との撤収比較

項目	自衛隊	蘭軍
撤収所要		
撤収態勢に仕する部隊の規模		
撤収活動期間		

※ オランダ軍に関しては、キャンプスミッティ、ヒドル、ルメイサの 3カ所撤収

第2編 イラク人道復興支援

(ウ) その他

- a オランダ軍と自衛隊はほぼ同じ要領で撤収することを確認した。
 - (a) 派遣部隊展開地域と後方地域に撤収部隊をそれぞれ派遣
 - (b) 撤収時、イラク（ムサンナ県知事）へ民生品譲与、英軍は天幕等売却
- b 自衛隊との相違点
 - (a) 後方車両は使用せず、自軍の車両をもって港湾、空港へ輸送、その後、民船等活用
 - (b) オランダ軍は、検疫がないため船上等の処置が不用、直接港湾等へ輸送可能

ま と め

陸上自衛隊は、イラクの人達と共に汗を流してムサンナ県の復興への礎を築き、イラク国民、ムサンナ県知事等をはじめ多くのムサンナ県民から高い評価を得て、2006年7月、約2年半のイラクにおける人道復興支援活動を終結した。

この間、イラクの政治プロセス進展により民主的な政府の下でイラク人自身による自立的な復興に向けて本格的な第一歩が踏み出された。ムサンナ県では、約2年半に及ぶ医療、給水、学校・道路等公共施設の改修等多岐にわたる陸自部隊の活動及び我が国ODAによる支援により、現地の生活基盤の整備、雇用の創出など目に見える成果が生まれた。

ムサンナ県民全員の基本的な医療サービスへのアクセスが可能になり、サマーワ母子病院では、新生児死亡率が2002年上半期と比較して約3分の1に改善され、給水事情や教育環境も改善し、雇用についても、自衛隊やODAによる事業により1日最大6000人程度、延べ約156万人の雇用を創出した。さらに、我が国ODAにより、サマーワ大型発電所の建設が着工した。

今後、自衛隊の任務における国際平和協力活動の本来任務化により、自衛隊の海外における活動は、これまでの実績への評価にみられるように国際社会からますます期待され、要望されるものとなってきており、この期待に応えるべくさらなる飛躍が必要である。

2006年7月、最後の活動部隊である第10次イラク復興支援群が朝霞駐屯地において隊旗を返還した際、小泉内閣総理大臣（当時）から「1発の弾も撃つことなく、また1人の犠牲者もなく任務を完遂し、イラク政府、サマーワ市民から高い評価を受け感謝のうちに全員が無事帰国できたことは、日本国民、日本国の首相として誇りに思う。ありがとう」との訓辞を受けた。

さらに、天皇皇后両陛下は派遣間の終始を通じてサマワの自衛隊員に御心を寄せてくださり、派遣終了後、皇后陛下は「帰還」と題して、隊員の帰国が決まりホッとされたお気持ち持ちを、雨間（あめま）に鳴くヒグラシの声に託して、御歌（みうた）をお詠みになられた。

「サマワより 帰りに来まさむ ふるさとは ゆふべ雨間(あめま)に カナカナの鳴く」と。

本行動史の最後に「国家・国民の心の支えこそが我々隊員の士気の根源」であることを付け加え、まとめとする。

